

四日市市告示 第270号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、質量計について定期検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月3日

四日市市長 森 智 広

1 定期検査の対象となる特定計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 令和5年度 定期検査を行う区域、実施の期日及び場所

検査年月日	受付時期	検査場所	検査区域
5月 11日(木)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 県地区市民センター	県地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 神前地区市民センター	神前地区
5月 12日(金)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 三重地区市民センター	三重地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		
5月 18日(木)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 大矢知地区市民センター	大矢知地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		
6月 2日(金)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市	富洲原地区
6月 8日(木)	午後 1時00分から 3時00分まで	富洲原地区市民センター	富田地区

6月 16日(金)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 下野地区市民センター	下野地区 保々地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 八郷地区市民センター	八郷地区
6月 22日(木)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 羽津区市民センター	羽津地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 海蔵地区市民センター	海蔵地区
6月 23日(金)	午前 9時30分から 12時00分まで 午後 1時00分から 3時00分まで	市役所北館一階 計量検査室	橋北地区
8月 3日(木)	午前 9時30分から 12時00分まで 午後 1時00分から 3時00分まで	楠交流会館	楠地区
11月16日(木) 11月17日(金)	午前 9時30分から 12時00分まで 午後 1時00分から 3時00分まで	市役所北館一階 計量検査室	全地域

(市民生活部 市民生活課)